

都市計画税の使途状況について

町税は、その使途が特定されない「普通税」と使途の特定されている「目的税」の2種類に区分されます。

津幡町で課税している目的税は「都市計画税」で、法律によりその使途は公園や下水道整備などの都市計画事業又は土地区画整理事業と定められています。

令和5年度における都市計画税収入額(減収補填分含む) 1億8,937万円の使途状況は下記のとおりです。

単位:万円

区分	事業費	事業費の財源内訳			
		国庫支出金	地方債	都市計画税	その他
都市再生整備計画事業	4,511	1,149	2,970	128	264
公共下水道整備事業	106,638	0	24,910	16,684	65,044
町債返済金(※)	6,484	0	0	2,125	4,359
計	117,633	1,149	27,880	18,937	69,667

※過去の都市計画事業又は土地区画整理事業のために借り入れた町債の返済金